

中央森林東側地区地区計画の位置確認について (各地区の区分・地区施設道路)

中央森林東側地区地区計画の地区の区分（A地区とB地区の境界線）及び地区施設道路の計画線の明示を希望されるときは、次の内容が示された図面をお持ちください。なお、明示した計画線は都市計画決定図書の図面（2,500分の1）から転写したものです。

※窓口では、依頼を受け付ける際に、必要図面及び縮尺の確認等を行うため、お時間をいただいております。また、加筆・修正が必要となる場合もございます。時間に余裕をもって、お越しください。

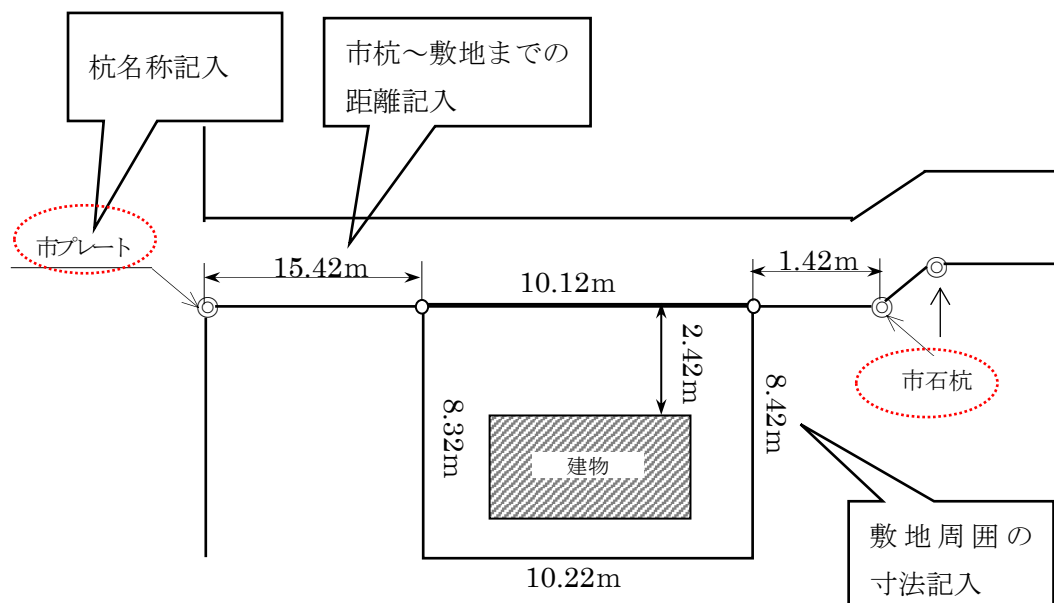
1. 必要書類

必要図書	部数	記載にあたっての注意
依頼書 (返却しません)	1	依頼書の様式は街づくり計画課窓口でお渡しします。図面依頼時にご記入ください。なお、依頼書の押印は不要です。
案内図 (返却しません)	1	敷地を赤で明示してください。
大和市道路査定図 (返却しません)	1	大和市管理の道路査定図は、道路管理課で有料にて入手できます。 国道246号大和厚木バイパス線に接する敷地に計画線の線引きをご希望の場合は、敷地付近の道路査定図を添付してください。
図面（依頼図面） (地区の区分の境界線又は地区施設道路の計画線を記入したものを返却します) 測量図、その他依頼図面として妥当と判断できるもの	1	次の内容を<u>全て</u>網羅した依頼図面を提出してください。 (網羅していない場合は、受付することができません。ご自身で十分確認のうえ、ご持参ください。) ☐印刷が鮮明なもの ☐方位が記入されている ☐縮尺表示（原則 1/50,1/100,1/200,1/250 のいずれか）が記入されている ☐縮尺が正しいもの ・図面をお持ちいただいた際、担当者が寸法を検尺します。 ☐官民境界杭が記入されていること。 【国道246号大和厚木バイパス線に接する敷地で、地区の区分（A地区とB地区の境界線）の明示を希望される場合】 ・敷地がある街区全ての市杭 ※官民境界の測点につきましては、国土交通省横浜国道事務所厚木出張所にご確認ください。 【上記以外の地区の区分の場合】 ・敷地近くの市杭 【地区施設道路の場合】 ・前面道路の市杭 ☐次の寸法が記入されていること ・官民境界杭から該当敷地までの距離 ・敷地の周囲の長さ ☐杭名称（市杭、市プレート）が記入されていること
その他参考となる図書	1	☐ 該当する敷地が位置指定道路等に接する場合はその道路に関する資料（必要な資料を担当者と協議してください。）

2. 手続き期間について・・・**おおむね7日間程度**（土曜、日曜、休日は除く）

3. 依頼図面記入例

市杭、市杭から敷地までの距離、敷地周囲の寸法の記入の仕方について

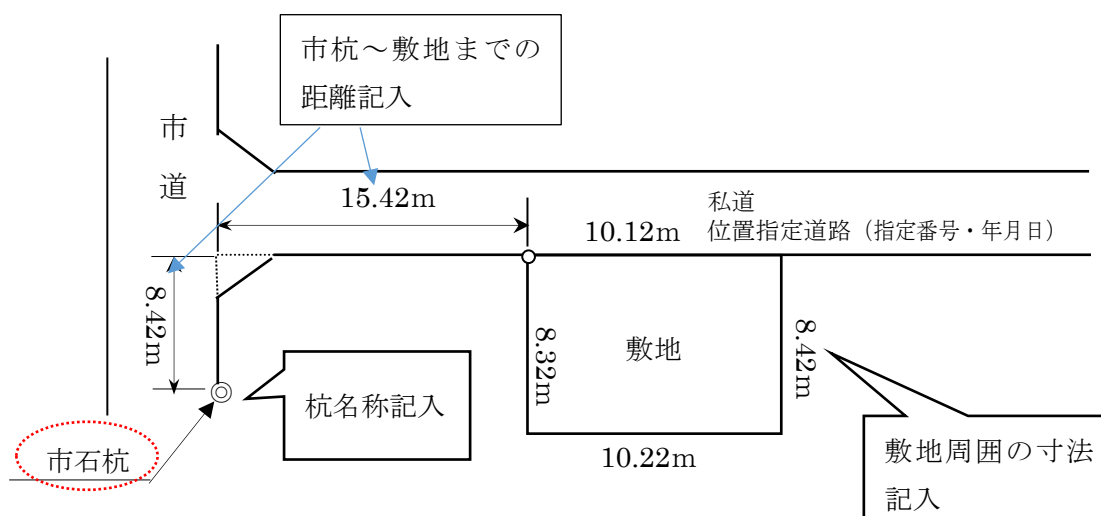


【国道 246 号大和厚木バイパス線に接する敷地で、地区の区分（A 地区と B 地区の境界線）の明示を希望される場合】

敷地がある街区全ての市杭を明示してください。市杭の座標は道路管理課で入手できます。（コピー代有料）

【該当する敷地が位置指定道路等に接する場合】

位置指定道路等に面して建築する場合は、市石杭から位置指定道路等の入口までの距離及び位置指定道路等の入口から隣地境界線までの距離を明記してください。



4. 補足事項

- ・計画線は、敷地にかからない場合は記載しません。
- ・ご依頼後 3 か月を経過しても受領されない場合は処分させていただきます。

提出時チェックリスト

次の内容のチェックのうえ依頼してください。

☐印刷が鮮明なもの

☐方位が記入されている

☐縮尺表示（原則 1/50, 1/100, 1/200, 1/250 のいずれか）が記入されている

☐縮尺が正しいもの

- ・図面をお持ちいただいた際、担当者が寸法を検尺します。
- ・提出された図面の記入寸法と三角スケールで検尺した寸法が違う図面は受け付けることができません。

☐官民境界杭が記入されていること

- ・地区の区分の場合：敷地の近くの市杭

※国道 246 号大和厚木バイパス線に接する敷地で、地区の区分（A 地区と B 地区の境界線）の明示を希望される場合は、敷地がある街区全ての市杭

- ・地区施設道路の計画線の場合：前面道路の市杭

☐次の寸法が記入されていること

- ・官民境界杭から該当敷地までの距離
- ・敷地の周囲の長さ

☐杭名称（市杭、市プレート）が、記入されていること

【問い合わせ先】

街づくり施設部 街づくり計画課 都市計画係 電話 046-260-5443（直通）

都市計画の内容は、大和市公開型地図情報サービスで、確認できます。

大和市役所のページ右上の検索バーに「大和市公開型地図情報サービス」と入力し検索してください。

「大和市公開型地図情報サービス(外部リンク)」⇒「行政情報」⇒「都市計画」
⇒同意する(利用上の注意をご覧ください)⇒画面案内に従い調査場所を表示
⇒調査したい点をクリック（調査場所の詳細情報が表示されます）

